(財産の処分に関する承認)

- 第13条 市長は、交付対象事業者より前条の草津市農 地利用効率化等支援交付金で取得または効用の増加 した機械等の処分の承認申請書の提出があったとき は、当該申請に係る書類等の審査、現地調査等によ りその内容を審査し、承認すべきものと認めたとき は、速やかに承認するものとする。
- 2 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該 申請をした者に草津市農地利用効率化等支援交付金 で取得または効用の増加した機械等の処分の承認通 知書(別記様式第11号)により通知するものとす る。

(災害の報告)

第14条 交付対象事業者は、機械等について、耐用年 数の期間(第12条の承認を受けた場合は、当該承認 を受けるまでの期間) 内に天災その他の災害を受け たときは、直ちに草津市農地利用効率化等支援交付 金で取得または効用の増加した機械等の災害報告書 (別記様式第12号)により、市長に報告しなければ ならない。

(目標達成状況報告)

第15条 交付対象事業者は、実施要綱第4の1に基づ く計画の承認を受けた年度から目標年度までの間、 毎年度、草津市農地利用効率化等支援交付金目標達 成状況報告書(別記様式第13号)および草津市事業 実施状況報告書および評価報告書 (別記様式第14 号)を添付して翌年度の5月末日までに市長に提出 しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付 に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年8月1日から施行し、令和 4年度に実施される交付対象事業から適用する。
- 2 草津市強い農業・担い手づくり総合支援交付金交 付要綱(令和元年草津市告示第87号。以下「廃止要 綱 | という。)は、廃止する。ただし、廃止要綱第 15条に規定する報告については、なお従前の例によ る。

別表 (第2条関係)

交付 対象事業	交付 対象者		交付の対象と なる経費
実施要綱	実施要	次の(ア)から(ウ)までの	補助対象者が
第2に掲	綱別記	うち最も低い額を限	自らの経営に

げる事業 の I の 度額とし、補助対象 おいて使用す のうち融|第1の|者ごとの上限額は、|るために行う 資主体支 3の(1) 先進的農業経営確立 次に掲げる事 援タイプ|のイに|支援タイプの法人は|業に要する経| |掲げる|1,500万円、個人は|費。 1,000万円、融資主体 (ア) 農産物の 支援タイプは300万 生産、加工、 円とする。 流通その他 (ア) 補助の対象とな 農業経営の る経費に10分の3 開始または を乗じて得た額 改善に必要 (イ) 補助の対象とな な機械等の る経費のうち、実 取得、改良、 質化された人・農 補強または 地プラン(「人・ 修繕 農地プランの具体 (イ) 農地等の 的な進め方につい 造成、改良 て」(令和元年6 または復旧 月26日付け元経営 第494号経営局長 通知。)に位置付 けられた中心経営 体等が農業経営の 発展・改善を目的 として、主として 融資機関から行わ れるプロジェクト 融資額(以下、プ ロジェクト融資額 という。) (ウ) 補助の対象とな

げる事業 のⅡの 額とする。 災農業者 2の(1) 支援タイ のアに 掲げる

者

実施要綱|実施要|次の(ア)および(イ)によ|補助対象者が| 第2に掲|綱別記|り算定した額を限度|自らの経営の

る経費からプロ ジェクト融資額お

よび地方公共団体

等による補助金額

を控除して得た額

のうち被|第1の|(ア) 以下のaからcま|に掲げるもの| - でのいずれか低い|であって、別| 額を限度とする。 a 補助の対象と 省経営局長が なる事業に要す対象となる気 る 経 費 (以下)象災害等ごと 「補助対象事業に定める内容 経費」という。)に沿ったもの に10分の3を乗とする。

> b 補助対象機械 等が園芸施設共 済に加入してい る場合には、補 助対象事業経費 に2分の1を乗 じて得た額から

じて得た額

ために行う次 |途、農林水産

(ア) 農産物の 生産に必要 な施設の修 繕または気 象災害等に よる農業被 害前の当該 施設と同程

支払共済金に2 分の1を乗じて 得た額を差し引(イ) 農産物の いて得た額、園 芸施設共済に加 入していない場 合には、補助対 象事業経費に2 分の1を乗じて(ウ) (ア)と一体 得た額から、補 助対象事業経費 に補助対象機械 等の経過年数お よび施設の種類|(エ) 農産物の に該当する時価 現有率(園芸施 設共済共済価額 設定準則(平成 30年3月28日農 林水産省告示第 655号) 別表1 の時価現有率を いう。) ならび に10分の4(園 芸施設共済の付 保割合の最大値 である0.8に2分 の1を乗じて得 た額)を乗じて 得た額を差し引 いて得た額

c 補助対象事業 経費からプロ ジェクト融資額 (補助対象機械 等が園芸施設共(オ) 気象災害 済に加入してい る場合にはプロ ジェクト融資額 および支払共済 金)および地方 の支援措置を控 除して得た額

(イ) 補助対象機械等 が、畜舎や農業用 機械など園芸施設 共済の加入対象施 設以外のものであ る場合の補助金の 額は、当該機械等 ごとに以下のaま たはbのいずれか 低い額を限度額と する。

> a 補助対象事業 経費に10分の3

度の施設の 取得

生産に必要 な施設を修 繕するため に必要な資 材の購入 的に修繕し、 または取得 する附帯施 設の整備 生産に必要 な農業用機 械(法定耐 用年数を経 過したもの および修繕 により利用

を 除 く。) および附帯 施設(修繕 により利用 できるもの を 除 く。) の気象災害 等による農

できるもの

同程度の農 業用機械お よび附帯施 設の取得 等により被 害を受けた

業被害前と

ス、果樹棚、 畜舎等の営 農施設の補 盐

農業用ハウ

を乗じて得た額 b 補助対象事業 経費からプロ ジェクト融資額 および地方の支 援措置を控除し た額

備考 実施要綱第3ただし書に基づき、農林水産省経 営局長から別に定めのあった場合は、これに準ずる こととする。

別記

様式第1号(第3条第1項関係)

草津市農地利用効率化等支援交付金交付申請書

草津市長 宛

住 所 経営体名 代表者氏名 印

年 月 日

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、草津市農地利用効率化 等支援交付金に係る交付金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業内容および事業費の内訳

	実施	期間		No.	事業費の内	沢		
事業内容	着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	事業費 (A) + (B) + (C)	交付金 (A)	融資額 (B)	その他 (C)	備	考
計								

3 成果目標

項	. E	現状 (計画時)	1 年度目 (年度)	2年度目 (年度)	目標年度 (3年度目)

- 4 事業完了(予定)年月日 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 交付事業対象経営体調書
 - (2) 導入または整備を予定している機械等に係る見積書
 - (3) 導入または整備を予定している機械等に係るカタログ
 - (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第5条第1項関係)

草津市農地利用効率化等支援交付金に係る交付決定前着手届

年 月 日

卸

草津市長 宛

住 所 経営体名 代表者氏名

年度草津市農地利用効率化等支援交付金に基づく事業について、下記条件を 了承の上、交付決定前に着手したいので、下記のとおり交付決定前着手届を提出します。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業 に損失が生じた場合、これらの損失は、自らが負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が予定していた交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変 更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	交付決定前着手の理由

様式第3号(第5条第3項関係)

草津市農地利用効率化等支援交付金に係る着手届

年 月 日

草津市長 宛

住 所 経営体名 代表者氏名 印

年度草津市農地利用効率化等支援交付金に基づく事業について、下記のとおり着手しましたので届け出ます。

記

事業内容 (施設等名等)	
事業費 (円)	
整備・保管場所	
着手年月日	
完了予定年月日	

注:工程表等を添付すること。

様式第4号(第7条関係)

草津市農地利用効率化等支援交付金変更承認申請書

年 月 目

印

草津市長 宛

住 所経営体名 代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、 下記のとおり変更を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業内容および事業費の内訳

	実施			4	沢			
事業内容	着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	事業費 (A) + (B) + (C)	交付金 (A)	融資額 (B)	その他 (C)	備	考
計								

※枠内の上段は括弧書きで変更前の内容、下段は変更後の内容を記入してください。

様式第5号(第8条関係)

草津市農地利用効率化等支援交付金概算払請求書

年 月 日

草津市長 宛

住 所 経営体名 代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった草津市農地利 用効率化等支援交付金について、下記のとおり概算払によって交付されるよう、草津市 農地利用効率化等支援交付金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

		項目	金額
請	交付決定額	1	円
求	既受領額	2	円
額	今回請求額	3	円
	交付決定額との差額	4=1-2-3	円

					金	融機関	(ゆう	ちょ剣	見行以タ	l)				
	金融機関名									支店名				
助成金振込						操機同組 J組合・労								
金	預金種別 (該当のものにレ印をつけて下さい。)							口座番号 (7ケタに満たない場合は、右づめで記入)						
振込		□普通 □当座 □別段 □通知												
П	《ゆう	ちょ銀行	うの方は	こちらに	記入し	てください	>							
座						1	ゆうち	よ銀行	Ţ					
	記号(6ケタ目	がある	場合は	※部分(こ記入)		番号(右づめで記入)						
	1				0	*								1

	フリガナ					
口 座	口座名義					
1 名義		(∓	_)	滋賀県	
義	住所					

(注) 交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付してください。

様式第6号(第	,95	を関係)	۱
---------	-----	------	---

草津市農地利用効率化等支援交付金に係る完了届

年 月 日

郋

草津市長 宛

住 所 経営体名 代表者氏名

年度草津市農地利用効率化等支援交付金に基づく事業について、下記のとお り完了しましたので届け出ます。

記

事業内容(施設等名等)	
事業費(円)	
整備・保管場所	
着手年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
完了検査年月日(または予定日)	
引渡年月日(または予定日)	

注:必要に応じ、請負人等からの完了届の写しを添付すること。

様式第7号(第10条第1項関係)

草津市農地利用効率化等支援交付金実績報告書

月 日

草津市長 宛

所 経営体名

代表者氏名

月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、 下記のとおり実施したので、その実績を報告します。

1 事業内容及び事業費の内訳(実績)

	実施期間			듹				
事業内容	着手 年月日	完了 年月日	事業費 (A) + (B) + (C)	交付金 (A)	融資額 (B)	その他 (C)	備	考
# 		•						

2 成果目標

項目	現状 (計画時)	1 年度目 (年度)	2年度目 (年度)	目標年度 (3年度目)

- 3 事業完了年月日

- (1) 融資機関等からの融資決定通知等融資額を確認し得る書類
- (2) 事業に係る契約書および請求書等当該事業に係る事業費が確認し得る書類
- (3) 領収書の写し
- (4) 整備内容が確認できる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第8号(第10条第3項関係)

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 H

草建市長 宛

経営体名

印 代表者氏名

日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、草津市農地 利用効率化等支援交付金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

					記		
1	年	月	日付け	第	号で通知した交付金の額	金	円
2	交付金の額の商	在定時	に減額した	消費税	仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告に	こより	確定した消	費税仕	入控除税额	金	円
4	交付金返還相当	当額 ((3-2)			金	円

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの) ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せ て提出すること。)
- ・交付対象事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定 収入の割合を確認できる資料
- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税および地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記 載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

- (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、交付対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
- ・免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得 税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)および損益計算書等、売上高を確認 できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書 (簡易課税用) の写し (税務署の収受印等のあるもの) ・交付対象者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収
- 人の割合を確認できる資料

	薩					
	0状況	容 早				
	処分の状況	承認	年月日			
	長期間	処分制限	年月日			
4 4	処分制限期間	探工》田經				
\$支援交付3			その他			
草津市農地利用効率化等支援交付金	事業費の内訳	左記の内訳	融資額			
草饼市康地			交付金			
事業名		本※毒	K K			
	実施期間		年月日			
	実施	着 手 年月日				
		地野銀幣				
	事業内容	新作品	型式等			
事業実施年度	P	協設等名類	the transfer of the			•

(第11条第2項関係)

(注) 1 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記入すること。	2 処分の内容欄には、籐蔥、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。	3 備考欄には、簸簸先、貸付先、抵当権の設定権者の名称または交付金の返還額を記入すること。	4 この様式により難い場合には、処分制限期間欄および処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。	5 本台帳は、処分制限期間(処分した機械等については承認年月日)を経過するまで保存すること。
	2	က	₹	ю
世				

様式第10号(第12条関係)

草津市農地利用効率化等支援交付金で取得または 効用の増加した施設等の処分の承認申請書

草津市長 宛

住 所 経営体名 代表者氏名 餇

年

月 日

年度において草津市農地利用効率化等支援交付金で取得または効用が増加し た機械等を処分(目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保)する必要が生じましたので、 下記のとおりその承認を申請します。

記

- 1 処分の対象となる施設等の概要
- (1) 機械等の所在地(2) 機械等の構造、規格、規模等
- 事業費(うち助成金) 取得年月日
- 2 処分の理由
- 3 処分に係る事項
- (1) 処分予定時期(2) 処分(目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保)の概要
- 施設等の処分方法および処分後の利用(稼働)計画 処分に伴う条件等
- 処分額または処分するために必要とする改造等の内容および所要事業費
- その他
- 4 添付書類
- (1) 財産管理台帳の写し (2) その他市長が必要と認める書類
- (注) 交換の場合にあっては、 $3 \, \sigma(3) \, \epsilon(4) \, \epsilon(2) \, \sigma$ 次に次の事項を追加する。
- 交換の対象施設等の概要

- 施設等の所在地 施設等の構造、規格、規模等 取得予定価格および取得方法
- エ 施設等の利用計画 オ 交換に伴う条件等

様式第11号(第13条第2項関係)

草津市農地利用効率化等支援交付金で取得または 効用の増加した機械等の処分の承認通知書

> 月 日

交付対象事業者名

草津市長 印

年 月 日に承認申請のあった 年度草津市農地利用効率化等 支援交付金で取得し、または効用の増加した機械等の処分について、草津市農地利用 効率化等支援交付金交付要綱第13条第1項の規定により審査した結果、これを承認し たので通知します。

様式第12号(第14条関係)

草津市農地利用効率化等支援交付金で取得または効用の増加した機械等の災害報告書

年 月 日

草津市長 宛

住 所 経営体名 代表者氏名 印

年度において草津市農地利用効率化等支援交付金で取得または効用が増加 した機械等が災害により被災したので、報告します。

記

- 1 被災施設等の概要
- (1) 機械等の所在地
- (2) 機械等の構造、規格、規模等
- (3) 事業費(うち助成金)
- (4) 取得年月日
- 2 災害の概要
- (1) 災害の原因 (2) 被災の程度
- 3 被害見積価格(復旧可能なものにあっては、復旧見込額)
- 4 その他(災害復旧計画および資金計画)
- 5 添付資料
- (1) 財産管理台帳の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第13号(第15条関係)

草津市農地利用効率化等支援交付金目標達成状況報告書

月 日

印

草津市長 宛

所 経営体名 代表者氏名

年度において草津市農地利用効率化等支援交付金について、草津市農地利用 効率化等支援交付金交付要綱第15条の規定により、様式第14号を添えて報告しま

計画 発度

2年 度目 無無

				W 5							
				11-	- 产						
		茶	部 第		後先%(
		発	選集	が発展を	来額						
		農業支援サービス事業体			を を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の						
		業支援	歌	①農作業受 託面積の粒 大							
		租民	⊖\ (e)		- 本 恒						
			載	4 異分野 の事業者と の連携	连状(
			③他産業との連携	7.8 ₩.g	半個実績						
			樹棚	金銭が	海状。(成况%)						
			9	ア 生産・ 加工・販売 の一体化	計画実績						
			9		後状。(
			- 一	共同化	実績 (
			⊗		お国						
				ェ 有機 J A S 認能面 権の拡大	東 (((((((((((((
				H V S	华恒						
			名	強の等	连状"(成说》						
			恒風	ウ 温室効 果ガスの削 減等	半順米額						
	報告		3経営管理の高度化		後況% (
	5果目標		0,8%	イ 青色申 告の実施	米額						
	地区の成果目標				される 計画						
	44	至合体	解 合 本	ア 農業経 質の徒人化	業 養 (%完)						
		SE			売 圏						
			(6分無時間	響	達状。(
			9.55	Ĝ	本 恒						
			電	К	後状。(
			(S) 数位 图 4	の数	米羅						
					海 (%) 中 国						
			の部部のストリスト	編 G	実績 強状。(
報告書					走 恒						
い評価			③単位面積 当たり収量 の増加		達状()				 		
1224			# ·	III II E	半層						
で報告			8	坦	強洪"(
5施状			(2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	価値向上	計画実績						
草津市事業実施状況報告書および評価報告書					後状。(
赶掛			4 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	額の拡大	来籍				 		
				2篇~	- 本 圏						
			が ある ある	談 課							
		4	表	š							
	型区	神の虫	全核軟制	16 劉閏	海中						
					-						
		325 E	1=1 間資工体支援タイプ Ⅱ=2 融資主体支援タイプのうち先進的農業経営確立支援タイ	/ 被災農業者支援タイプ							
		株 水 水 水 水 水 水 水	(王序) 5体支担 裝羅灣	※ 本							
		W. 50	-1 MESY MESS 主能的概念	被災罪							
				Ħ							
		李実主業施体	昨年と 作	名。原本							
条関係)			最地類業級型								
第153			租名区					五四年		地区計	41
· 6 6		市 市 名 五									
株式第14号 (第15条関係)			Z								
禁											

#

「市団井名」欄については、都通停販が事業後生体となる場合においては、開催する市町村の全でを記載すること。 数乗地機器の「機能のでは、「最終な名」機については、記載を要なない。 電楽地機器の「職については、「最終なの間の場合では、「最終なる」とき。「コージまれどのも地域のを記載するとと。 「事本行権・機能の表現を表現する場合をある。」では、「コージまれどのも地域のを記載するとき。」では、「一ジのもいこと。 地域の地域の表現を表現しては、「音を体のの表現を開催」機でしては、3の整理書を実施する。「全体または等いて、これでは、人体をは、1 日本のでは、「音を体のの表現を開催」機については、「電空体のの表現を開催します。(大体または等いて、これでは、大きを機能を対しては、3の整理書を実施すること。 「一般な体のの表目に、関係といては、「音楽を使の変形 機能といては、「音楽を表現する」と。 「新客体例の成果目機 機については、「電影性がは、「大きを開催します」(大体またの主要を表現すること。 「新客体例の成果目機 機については、「電影を開催します」を表しては、2000年100円 (単型 目標のはままする)と、「大人を信息を表現する」と、 「新客体例の成果目機 機については、「電影を開催します」を表しては、2000年100円 (単型 目標のまする)と、「大人を信息を表現すること。 「新客体例の成果目機 機については、「大きを関係が特別の対象とは、「日本のよった」を表しているからを解案といる。(小数点がのは切り格へ、小数点が「位すで記載。) 「新客体例ののようには、「概念を発展を表した」を表している。 国を表しているから手棒、実施には、「電影を表している」を表している。 「第一年 には、「大きを表している」を表している。 国を表しているが、一般を表しているから手棒、実施に対している。 「第一年 には、「大きを表している」を表している。 「日本のましている。」を表しているから手棒、実施にないる。 「日本のまままま」と、「全にないるとは、大くの実践を認定していては、その実践を指していては、その実践を記載していている。 「第一年 には、 1 日本のままない。」では、「大きを表している。 「日本のままない」」といる。 「日本のままない」といる。 「日本のままない」」とは、「日本のままない」といる。 「日本のままない」といる。 「日本のままない」といる。 「日本のままない」といる。 「日本のまなのがままない」とは、「日本のまない」を表している。 「日本のまない」といる。 「日本のまない」を表している。 「日本のまない」を述べる。 「日本のまない」を表

		DOD -1-					1			_
		年 年 本	t							
評価初見	機 単 を を な を が 重									
雑		事 # 张 +	生埋 出版 関の							
			発験を発験を発送し、							
入情報										
保険等加入情報			保険加 入年月							
巌			名 本 記 会 の は で 関 体 で に で に に に に に に に に に に に に に に に に	: #2 E=#						
		121.00		か (型) (型)						
		(三) 地名								
			生 押歸	三						
mbs		類型		#E						
経費情報		対象経営体負担額	-							
-		対象		震(王)						
	無(C 里)									
		* ±	ない はままり (単一) なままり (単う) の (単わり) の (細り) の	(単)						
		E								
	(E)									
発		4年 2年 2年 4年	(Tar							
導入した施設等情報		機械等名称: 上び能力・規模 ※ ○ 古、馬力、 ○ 条刈り、 ○ 様 等								
ハした城		助成対象者毎の整備内容の整理者号								
辦	勝 (動力な 日本 区分									
-	¥	_	正の内盤理							
	事業関連形組目標 2			行萃名 微雜名						
			今	说说						
			当 ○ 医相							
				朱額						
			3年	市道						
			年四年	半層						
			手 田 田	米超						
				走圈						
			現状							
			Li -							
	舞出の玉									
			実を認識能し	竹草 酒雜名						
			少	表》(
	4 1		#	実績位						
	菲莱関連取組目標 1		発展	平面						
	(M)(#)		2年	米額						
	#			米類						
			年 製	志恒						
藍			見 4							
経営体別の成果目標			11-							
本別の		#	正の内	牌						
整				た料 資等 名				L	L	L
			② 医油	#8°~						
			#	有						
	125 III		発展	半層実施						
	選択日標		年五 英田	米黎						
				市图						
			年 展	半層						
			₩ 4	有						
			n							-
		揮	H 6 K							
				た						
			年日成							
			当							
•	1		<u> </u>		·	 				•

(令和4年8月1日掲示済み)

草津市告示第243号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(大津湖南都市計画南草津プリムタウン土地区画整理事業)の実施に伴い、本市の区域内の町および字の区域および名称を次のとおり変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定に基づき告示する。

この変更は、土地区画整理法第103条第4項の規定による大津湖南都市計画南草津プリムタウン土地区画整理事業に係る換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

令和4年8月4日

草津市長 橋 川 渉

変 更 調 書

3		更	前	変更後
町	字	地	番	町
矢橋町	奥ノ沢	311の4か	ら311の6ま	南草津プリ
		で、312、	31202,	ムタウンー
		314の1か	ら314の8ま	丁目
		で、315の	2、315の3	
南笠町	大 挟	744の一部		
	北 野	784の1、	784の 2 の一	
		部、7850	01、785の	
		2、786の	1から786の	
		4まで、7	86の6、786	
		の7、786	の10、786の	
		11、789の	3,78904	
		の一部、7	790の 4 の一	
		部		
野路町	南田山	579の13、	579 <i>の</i> 17、	
		579の18、	579 <i>の</i> 31、	
		579の32		
	澤	793の9、	793の10、	
		793の12、	793の13、	
		793の18		
	惣 水	12120) 4 0	つ一部、1213	
		の2、121	4の10 、 1220	
		の2の一	部、1220の	
		3 、12210	つ3の一部、	
		12310 20	つ一部、1231	
		の3の一	部、1232の	
		1 、12320	つ2の一部、	
		1232の 4		

榊 差 1239、1239の1から 1239の7まで、1240の 3の一部、1240の5、 1241の1から1241の6 まで、1242の1、1242 \emptyset 2, 1246 \emptyset 1, 1246 の4、1247の2、1253 の1から1253の4ま で、1254の1から1254 の3まで、1255の1か ら1255の15まで、1256 の1、1256の2の一 部、1256の3、1256の 4, 12570 1, 12570 2の一部、1257の3か ら1257の8まで、1258 の2の一部、1259の 1、1259の2の一部、 1259の5から1259の7 まで、1260の2の一 部、1261の1から1261 の5まで、1262の1 から1262の8まで、 1263の1から1263の 5まで、1264の1から 1264の7まで、1265の 1から1265の4まで、 1266、1266の1から 1266の7まで、1267の 1から1267の4まで、 1268、1269の1から 1269の4まで、1270の 1から1270の9まで、 1271の1から1271の5 まで、1272の1から 1272の5まで、1273の 1から1273の4まで、 12740 1, 12740 20 一部、1274の3から 1274の7まで、1275の 2の一部、1275の3、 1276の2の一部、1283 の2の一部、1284の2

1	1	の一部、1284の3、	l	1 1	1	l	754の5まで、755、
		12850 1 、12850 2 O					756、757の1から757
		一部、1285の3、1286					の11まで、757の12の
		の2の一部、1286の					一部、757の13、760の
		3、1286の 6、1287、					1 から760の 3 まで、
		1287の1から1287の3					761の1から761の4ま
		まで、1288、1289の					で、762、763の1、
		1, 128902, 12900					763の5から763の8ま
		1、1290の2の一部、					で、763の9の一部、
		1290の3から1290の7					763の10の一部、764の
		まで、1291の1、1291					1から764の7まで、
		の2の一部、1292の1					764の8の一部、766の
		から1292の7まで、					3、767の1の一部、
		129301, 129302					767の2から767の4ま
		の一部、129の2の一					で、768の1から768の
		部、1297の3、1301の					5まで、770の1から
		2の一部					770の6まで、771の
南笠町	木ノ下	649の1から649の3ま	南草津プリ				1,77104,77401
		での各一部、650の一	ムタウン二				の一部、774の4から
		部	丁目				774の6まで、774の7
	大 日	654の一部					の一部、774の8の一
	黒土	731の1から731の7ま					部、774の9から774の
		での各一部					11まで、775
	大 挟	73201,73202,				北 野	776の1から776の3ま
		733の1から733の5ま					で、777の1から777の
		で、734、735、736の					3まで、778の2から
		1から736の3まで、					778の5まで、779の1
		737の1から737の6ま					から779の5まで、780
		で、738、739の1から					の2、782の4から782
		739の8まで、740の1					の6まで、783、783の
		から740の6まで、741					1から783の14まで、
		の1、741の2、742の					784の2の一部、784の
		1から742の5まで、					3、789の4の一部、
		743の1、743の3から					790の4の一部
		743の8まで、744の一				風呂海	91803,91804,
		部、745の1から745の				道	919の1、919の3から
		6まで					919の6まで、920
	中 堂	74601,74602,			野路町	榊 差	1256の2の一部、1257
		747の1から747の3ま					の2の一部、1258の
		で、748の1から748の					1、1258の2の一部、
		3まで、749、750、					1258の 3 から1258の 6
		751の1から751の3ま					まで、1259の2の一
		で、752、753の1、					部、1259の3、1259の
		753の2、754の1から			1	I	ı
•	1	•	•				

		4 、1259の 8 、1260の					717、718の1の一部、
		1、1260の2の一部、					71802,71803
		1260の3から1260の7		野路町	廣	野	119902, 1199011,
		まで、1274の2の一			,		 1199の13、1201の 1、
		部、1275の1、1275の					120104, 120201,
		2の一部、1275の4、					1202の5、1202の8か
		1275 Ø 5 、 1276 Ø 1 、					ら1202の13まで、1203
		1276の2の一部、1276					$0.1 \cdot 12030 \cdot 3 \cdot 1203$
		の3、1277の1から					の 5 から1203の11ま
		1277の 4 まで、1278の					で、1314の1から1314
		1から1278の4まで、					の8まで、1315の1
		1279、1280の 1、1280					から1315の4まで、
		の 2、1281の 1 から					1316、1317の1から
							1317の7まで、1318の
		1281の6まで、1282の 1から1282の5まで、					1 から1318の 3 まで、
		12830 1 , 12830 2 0					13190 1 から13190 3
							まで、1320の1から
		一部、1283の3、1284					1320の3まで、1321の
		0.1, 1284020					
		部、1284の 4、1284の					1から1321の3まで、
		5、1285の2の一部、					132201, 132202,
		1286の2の一部、1286					1323の1から1323の3 まま、1324、1325の1
		の 4の一部、1286の					まで、1324、1325の1
		5、1302の1の一部、					から1325の5まで、
		1302の3から1302の6					1326、1327の1から
		までの各一部、1303の					1327の3まで、1328の
		1 から1303の 3 までの					1 から1328の 3 まで、
		各一部	t. H.M.				1329の1から1329の4
有笠町	黒土	683の1の一部、685の					まで、1330の1から
		1の一部、686、686					1330の4まで、1331の
		の1の一部、686の3	丁目				1 から1331の 3 まで、
		の一部、686の5の一					1332の1の一部、1332
		部、687の1から687					の4から1332の6まで
		の 3までの各一部、					の各一部、1332の7
		688の1の一部、688の					から1332の9まで、
		2、688の3の一部、					1334、1334の12、1334
		690の1の一部、699の					の 9 から1334の11まで
		2の一部、700、701、			惣	水	12040 1 , 12040 3
		70201,70202,					から1204の6まで、
		702の3の一部、703の					1205、1205の1、1205
		2の一部、704の3の					の3、1205の6、1205
		一部、704の4、714の					の7、1205の8、1206
		一部、714の1、715					の 1 から1206の 9 ま
		の一部、716の一部、					で、1207、1207の4、

	1207の6、1207の12か			1307の一部、1309の 1	
	ら1207の16まで、1208			から1309の3まで、	
	03, 120806, 1209			1310の 1 から1310の 4	
	01, 120903, 1212			まで、1311、1312、	
	の4の一部、1220の2			1313の 1 から1313の 5	
	の一部、1221の1、			まで	
	122102, 1221030	南笠町	平 野	578、578の 5	南草津プリ
	一部、1221の4、1221			603Ø1、603Ø5、	
	07, 122201, 1222			604の1、604の2の一	
	0 2 \ 1224 12250 1			部、604の3の一部、	•
	から1225の3まで、			6040 4, 6050 1,	
	1226の1から1226の10			605の2、606の1から	
	まで、1227の1から			606の3まで、607の	
	1227の7まで、1228の			1,60702,6080	
	1から1228の7まで、			1,6080 4,6080	
				6, 608\(\sigma\) 7, 609\(\sigma\) 1	
	1229、1230の1から 1230の5まで、1231、			から609の4まで	
			オノ 下	611、612の 1 から612	
	1231の2の一部、1231		7[47]	の4まで、613の1か	
	の3の一部、1231の			ら613の4まで、614か	
	6、1232の2の一部、			ら616まで、617の1か	
나라나 구수	12320 3			ら617の5まで、618の	
	12860 1 、12860 2 0			1,61802,6190	
	一部、1286の4の一			_	
	部、1290の2の一部、			1から619の3まで、	
	1291の2の一部、1291			620、621の1から621	
	03, 1293020-			の5まで、622、623、	
	部、1294の1、1294の			624の1から624の4ま	
	2、1295、1296の1か			で、625、626の1から	
	ら1296の3まで、1297			626の4まで、627の	
	$0.1 \cdot 1297020-$			1, 627 Ø 2, 628,	
	部、1297の4、1297の			637の1から637の10ま	
	5 · 1298 · 1299 Ø 1			で、638の1、638の	
	から1299の5まで、			2、649の1から649	
	1300、1300の1から			の3までの各一部、	
	1300の4まで、1301の			649の4から649の6ま	
	1、1301の2の一部、		, .	で、650の一部	
	1301003, 1302, 1302		大 日	65101,65102,	
	の1の一部、1302の			652の1から652の3ま	
	2、1303の1から1303			での各一部、654の一	
	の3までの各一部、			部、658、658の1から	
	1304の1、1304の2、			658の4まで、659、	
	1305の一部、1306の			660 <i>0</i> 1, 660 <i>0</i> 2,	
	1、1306の2の一部、			661、662、663の1、	
				663の2、664の1から	

		i
		664の4まで、665から
		667まで、668の1から
		668の8まで、669の
		1から669の6まで、
		670の1から670の5ま
		で、671の1、671の
		 5、671の8から671の
		10まで、672、673の1
	黒土	
		67503,67701,
		67705,67801,
		679の1から679の5ま
		で、680の1、680の
		2,68101,6830
		2、001い 1、003い 1の一部、683の 2、
		684の1、685の1の一
		部、686の1の一部、
		68602,686030-
		部、686の4、686の
		5の一部、687の1か
		ら687の3までの各一
		部、688の1の一部、
		688の3の一部、689、
		690の1の一部、691、
		692, 69201, 693,
		694の1から694の7ま
		で、695から697まで、
		698の1から698の5ま
		で、699の1、699の2
		の一部、702の3の一
		部、702の4、702の
		5、703の1、703の
		2の一部、704の1、
		704の2、704の3の一
		部、705の1から705の
		3まで、706の1から
		706の7まで、707、
		708、709の1から709
		の4まで、710、711の
		1から711の5まで、
		712の1から712の3ま
		で、713の1から713の
		6まで、714の一部、
-		•

用3.0夕 町丁	<u> </u>	堂	714の2から714の5まで、715の一部、716の一部、718の1の一部、719、720の1、720の2、721、722、723の1から723の3まで、724の1から724の6まで、725の3まで、725の3まで、726、727、728の1から728の6まで、729の1から729の5まで、730の1から730の4まで、731の1から731の7までの各一部
野路町	廣	野	1332の1の一部、1332 の4から1332の6まで の各一部
	榊	差	1302の3から1302の6
			までの各一部、1303の
			2の一部、1303の3の
			一部、1303の4、1303 の5、1305の一部、
			1306の2の一部、1306
			0 3 \ 1306\(\phi\) 4 \ 1307
			の一部、1308の1から
			1308の 9 まで

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、 水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入す

備考 上記の土地の表示は、令和4年4月1日現在の 土地登記簿によるものである。

変	Ž	更	前	変見	巨後
町	字	地	番	町	字
南笠町	領木	604 <i>0</i>) 2 <i>0</i>	カ一部、604	南笠町	笠 堂
		の3の一	沿台		

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、 水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入す る。

備考 上記の土地の表示は、令和4年4月1日現在の 土地登記簿によるものである。

(令和4年8月4日掲示済み)

草津市告示第244号

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格 支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり 制定する。

令和4年8月5日

草津市長 橋 川 渉

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格 支援事業実施要綱(平成28年草津市告示第121号)の 一部を次のように改正する。

第2条中第2号を第3号とし、第1号を第2号と し、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 受講開始時給付金(支給対象者が対象講座の受講を開始した場合に支給するものをいう。)

第5条中第2号を第3号とし、第1号を第2号と し、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 受講開始時給付金
 - ア 支給対象者が対象講座の受講を開始すること。
 - イ 対象講座の受講のために支払った費用が 4,000円以上であること。

第6条第1項第2号ただし書中「受講修了時給付金と」を「受講開始時給付金、受講終了時給付金および」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「相当する額。」を「相当する額から前号の規定により支給した額を差し引いた額。」に改め、同号ただし書中「当該40パーセントに相当する額」を「受講開始時給付金および受講修了時給付金の合計」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 受講開始時給付金 支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の30パーセントに相当する額。ただし、当該30パーセントに相当する額が7万5千円を超える場合は7万5千円とする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条 を第10条とする。

第8条第1項中「草津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書(別記様式第3号。以下「支給申請書」という。)」を「支給申請書」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(受講開始時給付金の支給申請および支給決定)

- 第8条 受講開始時給付金の支給を受けようとする者 は、対象講座を開始した後に、草津市ひとり親家庭 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金申 請書(別記様式第3号。以下「支給申請書」とい う。)を提出しなければならない。
- 2 受講開始時給付金の支給申請は、受講開始日から 起算して30日以内に行わなければならない。ただ し、やむを得ない事由があるときは、この限りでは ない。
- 3 支給申請は、前条第2項第1号および第2号に掲 げる書類ならびに次の書類を添付しなければならな い。ただし、公簿等によって確認することができる 場合は、添付を省略することができる。
 - (1) 受講対象講座指定通知書の写し
 - (2) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施 行期日)」を付し、付則に次の1項を加える。

(経過措置)

2 受講対象講座の指定申請、受講開始時給付金、受 講修了時給付金の申請および合格時給付金の申請に 際して、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除または 寡夫控除のみなし適用対象者(平成29年所得から令 和元年所得において地方税法(昭和25年法律第226 号) 第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、もしく は夫と離婚した後婚姻をしていない者または夫の生 死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるの を「婚姻によらないで母となった女子であって、現 に婚姻していないもの」と読み替えた場合において 同号イに該当する所得割(同項第2号に規定する所 得割をいう。)の納税義務者(同項第13号に規定す る合計所得金額が125万円を超える者に限る。) お よび同項第12号中「妻と死別し、もしくは妻と離婚 した後婚姻をしていない者または妻の生死の明らか でない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻に よらないで父となった男子であって、現に婚姻をし ていないもの」と読み替えた場合において同号に該 当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1 項第8号に規定する控除を受ける者をいう。)で あったときは、当該対象者の子の戸籍謄本および当 該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する 書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するこ ととする。

別記様式第1号中

- 「2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の4割相当額(10万円を限度)です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の2割相当額(受講修了時給付金と併せて15万円を限度)です。算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とします。
- 「2 支給額は、次のとおりです。
 - (1) 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の3割相当額(7万5千円を限度)です。
 - (2) 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の4割相当額(受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた額)(受講開始時給付金と併せて10万円を限度)です。
 - (3) 合格時給付金の支給の対象となるのは、 入学料および受講料の合計額の2割相当額 (受講開始時給付金及び受講修了時給付金 と併せて15万円を限度)です。算定した支 給額に端数が生じた場合、小数点以下を切 り捨てて整数とします。 」に、
- 「5 所要費用については、標準的な金額であり、受講終了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 「5 所要費用については、標準的な金額であり、受講開始後または受講終了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。 」に

改める。

別記様式第2号中

- 「2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の4割相当額(10万円を限度)です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の2割相当額(受講修了時給付金と併せて15万円を限度)です。算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とします。
- 「2 支給額は、次のとおりです。
 - (1) 受講開始時給付金の支給の対象となるの

- は、入学料および受講料の3割相当額(7 万5千円を限度)です。
- (2) 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料および受講料の合計額の4割相当額(受講開始時給付金の給付を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額から差し引いた金額)(受講開始時給付金と併せて10万円を限度)です。
- (3) 合格時給付金の支給の対象となるのは、 入学料および受講料の合計額の2割相当額 (受講開始時給付金及び受講修了時給付金 と併せて15万円を限度)です。算定した支 給額に端数が生じた場合、小数点以下を切 り捨てて整数とします。
- 「4 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 「4 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講開始後または受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。 」に

改める。

別記様式第3号中

「受講終了時給付金・合格時給付金の支給を受け たいので下記により申請します。 | を

「受講開始時給付金 受講修了時給付金 合格時給付金

の支給を受けたいので下 記により申請します。

- 「1 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講 終了日から起算して30日以内です。
 - 2 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書 に記載されている日付から起算して40日以内 です。
 - 3 合格時給付金の支給申請における所要費用 については、受講修了時給付金の算定基礎と なった入学料、受講料等を記入してください。
 - 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、または過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等のことです。
 - 5 「⑪申請者と生計を一にする子の氏名等」 欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一に

する子がいる場合に記載してください。

- (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母または父でない。
- (2) 婚姻(※)によらないで母または父となり、現に婚姻(※)をしていない。 ((※)民法(明治29年法律第89号)上の 婚姻をいう。) 」を
- 「1 受講開始時給付金の支給申請期間は、受講 開始日から起算して30日以内です。
 - 2 受講開始時給付金の支給申請における所要 費用については、受講開始のために支払った 入学料、受講料を記入してください。
 - 3 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講 終了日から起算して30日以内です。
 - 4 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書 に記載されている日付から起算して40日以内 です。
 - 5 合格時給付金の支給申請における所要費用 については、受講修了時給付金の算定基礎と なった入学料、受講料等を記入してくださ い。
 - 6 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、または過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等のことです。
 - 7 「⑪申請者と生計を一にする子の氏名等」 欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一に する子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母または父でない。
 - (2) 婚姻(※) によらないで母または父となり、現に婚姻(※) をしていない。((※) 民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)

改める。

付 則

この要綱は、令和4年8月5日から施行する。

(令和4年8月5日掲示済み)

草津市告示第245号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年 法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、電線共同 溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規 定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年8月8日

草津市長 橋 川 渉

道路の種別 市道

		路線名	区	間	延長 (m)	備考
(3808	宮町渋川線	草津市草	津二丁	146.6	
			目字二町	月1120		
			番から			
			草津市草	津一丁		
			目字一町	月1250		
			番 5 まて			

(令和4年8月8日掲示済み)

草津市告示第246号

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱(平成29年草津市告示第54号)第8条第2項に基づき事業の廃止届出があったので、同要綱第9条の規定に基づき告示する。

令和4年8月10日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主	代表者の氏名と	サービスの	指定廃止年	事業所番号
		たる事務所の所在地	住所	種類	月日	
ステップぱー	滋賀県草津市草	りふれ株式会社	代表取締役	介護予防型	令和4年	2570601829
となー草津	津町1540番地1	東京都港区六本木三丁	小田長 竜太郎	デイサービ	7月31日	
		目8番9号ソシエ六本	東京都武蔵野市	ス		
		木	境四丁目4番29	活動型デイ		
			-101号桜橋ハイ	サービス		
			Д			

(令和4年8月10日掲示済み)

草津市告示第247号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年8月12日

草津市長 橋 川 渉

- 1 送達すべき書類
 - 国民健康保険税更正・決定通知書
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所 別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和4年8月19日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税更正,決定通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	田中 翼	滋賀県彦根市池州町3番5-201号	令和3年度	令和3年度

(令和4年8月12日掲示済み)

公 告

公 告

指定管理者の募集について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に 関する条例(平成17年草津市条例第2号)第3条の規 定に基づき、指定管理者を募集するにあたり、下記の とおり公告する。

令和4年7月19日

草津市長 橋 川 渉

記

1 公の施設 名 称 草津市立草津川跡地公園(区 間2)

所在地 草津市北山田町

名 称 草津市立草津川跡地公園(区 間5)

所在地 草津市大路二丁目

- 2 募集要項 別紙のとおり
- 3 仕様書 別紙のとおり

(令和4年7月19日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証 を交付した。

令和4年7月19日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の	門及豆はの夕折	一声	検査済証	
住所・氏名	開発区域の名称 面 積		交付年月日	番号
草津市上笠二丁目17番6-303号	草津市穴村町字北野300番2	401.26m²	R4.7.19	1610
アーバス草津、草津市穴村町307	外1筆			
番地				
岩岸 仁行、岩岸 真以子				

(令和4年7月19日掲示済み)

公 告

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第 18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めた ので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和 4 年 7 月20日

草津市長 橋 川 渉

- 1 縦覧の書類 農用地利用集積計画
- 2 縦覧の期間 令和4年7月20日から 令和4年8月22日まで
- 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和4年7月20日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証 を交付した。

令和4年7月29日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の	開発区域の名称	面積	検査済証	
住所・氏名	開発区域の石物 	山 但	交付年月日	番号
草津市草津町1540番地1-203	草津市芦浦町字上東192番1	199.99 m²	R4.7.29	1611
グラシィオ草津				
本郷 大城、本郷 遥香				

(令和4年7月29日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了 公告 都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証 を交付した。

令和4年7月29日

草津市長 橋 川 渉

<u>'</u>							
開発許可を受けた者の	開発許可を受けた者の 開発区域の名称		検査済	証			
住所・氏名	開光区域の石物	面積	交付年月日	番号			
大津市千町一丁目3番62-205号	草津市芦浦町字上東192番6	200.00m ² R4.7.29		1612			
五嶋 隆、五嶋 愛美							

(令和4年7月29日掲示済み)

公 告

都市公園の供用を開始しようとするので、都市公園 法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づ き、次のとおり公告する。

令和4年8月1日

草津市長 橋 川 渉

名称	位置	区域	供用開始
	122. 直		の期日
木ノ下公園	草津市南笠町字木	別紙図面	令和4年
	ノ下614の一部	のとおり	8月1日
	他		

(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地 課に備え置いて縦覧に供する。)

(令和4年8月1日掲示済み)

公 告

都市公園の供用を開始しようとするので、都市公園 法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づ き、次のとおり公告する。

令和4年8月1日

草津市長 橋 川 渉

名 称	位置	区域	供用開始 の期日
領木公園	草津市南笠町字領木	別紙図面	令和4年
	603-1の一部 他	のとおり	8月1日

(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地 課に備え置いて縦覧に供する。)

(令和4年8月1日掲示済み)

公 告

都市公園の供用を開始しようとするので、都市公園 法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づ き、次のとおり公告する。

令和4年8月1日

草津市長 橋 川 渉

名	称	位置	区域	供用開始 の期日
中堂	公園	草津市南笠町字中堂	別紙図面	令和4年
		757-13 他	のとおり	8月1日

(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地 課に備え置いて縦覧に供する。)

(令和4年8月1日掲示済み)

公 告

都市公園の供用を開始しようとするので、都市公園 法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づ き、次のとおり公告する。

令和4年8月1日

草津市長 橋 川 渉

名	称	位 置		区	域	供用開始 の期日
黒土2	え園	草津市南笠町	字黒土	別紙	図面	令和4年
		712-2の一部	他	のと	おり	8月1日

(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地課に備え置いて縦覧に供する。)

(令和4年8月1日掲示済み)

公 告

都市公園の供用を開始しようとするので、都市公園 法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づ き、次のとおり公告する。

令和4年8月1日

草津市長 橋 川 渉

名 称	位置	区域	供用開始 の期日
廣野公園	草津市野路町字廣野	別紙図面	令和4年
	1230-1 の一部 他	のとおり	8月1日

(別紙図面は、その関係図面を草津市建設部公園緑地 課に備え置いて縦覧に供する。)

(令和4年8月1日掲示済み)

公 告

都市公園の区域を変更しようとするので、都市公園 法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づ き、次のとおり公告する。

令和4年8月1日

草津市長 橋 川 渉

変更前

	名称	区域	位置	供用開始
				の期日
	南草津プリムタ	別紙図面	草津市野路町	令和2年
	ウン土地区画整	のとおり	字榊差1261-4	4月1日
	理内、1号公園		他	

変更後

名称	区域	位置	供用開始 の期日
榊差公園	別紙図面の	草津市野路町字榊	令和4年
	とおり	差1261-4 他	8月1日

(別紙図面は、関係図面を草津市建設部公園緑地課に 備えおいて縦覧に供する。)

(令和4年8月1日掲示済み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第15号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。 令和4年8月1日

> 草津市教育委員会 教育長 藤 田 雅 也

- 1 期 日 令和4年8月23日(火) 午後2時
- 2 場 所 市役所 8 階 大会議室

(令和4年8月1日掲示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第8号 草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。 令和4年8月1日

草津市農業委員会 会長 中 野 隆 史

- 1 期 日 令和4年8月10日(水) 午後1時30分 |
- 2 場 所 草津市役所 4 階 行政委員会室
- 3 付議案件
 - 1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の 報告について(報告)
 - 2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の 報告について(報告)
 - 3) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、 許可をすることについて
 - 4) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、 許可をすることについて
 - 5) 農地法第5条の規定による許可につき、事業計 画変更の承認をすることについて
 - 6) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、 許可をすることについて

(令和4年8月1日掲示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第24号

草津市給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年8月1日

草津市長 橋 川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1321	ニシムラ	西村 孝	大津市新免	077-535-
	電設株式	嘉	二丁目2番	1685
	会社		7号	
1322	日笠設備	日笠 延	京都市山科	075-593-
	工業株式	志	区西野山桜	2901
	会社		ノ馬場町	
			204番地	

2 指定有効期間

令和4年8月1日から令和9年7月31日まで

(令和4年8月1日掲示済み)